

官報

号外 平成十年九月十八日

○第百四十三回 参議院會議錄第九号

平成十年九月十八日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第九号

平成十年九月十八日

午前十時開議

第一 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第百四十二回国会本院提出、第百四十三回国会衆議院送付)
第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第百四十二回国会本院提出、第百四十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員長尾辻秀久君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(尾辻秀久君登壇、拍手)

○尾辻秀久君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、「精神薄弱」という用語については、知的側面における障害の用語であるにもかかわらず、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり、また、障害者に対する差別や偏見を助長するおそれもあるため見直しが必要であるという関係者の長年の強い要望を受けたものであります。その内容は、現在、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において使用されている「精神薄弱」という用語を、障害の状態を価値中立的に表現することができ、また、社会的に広く使われている「知的障害」という用語に改めようとするものであります。

本法律案は、第百四十二回国会において本委員会から提出され、衆議院において継続審査となっていたものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(須藤良太郎君登壇、拍手)

○須藤良太郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に対応し、営業上の不正の利益を得るため、外国公務員等に対して、金銭その他の利益を供与することを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、実効性を高めるための各国への働きかけ、本法律案と刑法の贈賄罪との関係、従来の商慣習と企業倫理のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十六

賛成

二百二十六

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

平成十年九月十八日 参議院會議録第九号

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
鶴保 庸介君 弘友 和夫君
魚住裕一郎君 入澤 肇君
渡辺 孝男君 菅川 健二君
岩瀬 良三君 高橋 令則君
沢 たまき君 大森 礼子君
山本 保君 齊藤 滋宣君
渡辺 秀央君 月原 茂昭君
加藤 修一君 高野 博師君
松 あきら君 益田 洋介君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
海野 義孝君 但馬 久美君
山下 栄一君 荒木 清寛君
中原 爽君 常田 享詳君
泉 信也君 田村 秀昭君
日笠 勝之君 風間 純君
木庭健太郎君 森本 晃司君
須藤良太郎君 田中 直紀君
星野 昴市君 嗣 千景君
統 訓弘君 浜四津敏子君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
浜田卓一郎君 鎌田 要人君
鹿熊 安正君 尾辻 秀久君

水野 誠一君 北岡 秀二君
武見 敬三君 中島 真人君
亀谷 博昭君 奥村 展三君
堂本 曉子君 中川 義雄君
仲道 俊哉君 日出 英輔君
森下 博之君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 久野 恒一君
岸 宏一君 木村 仁君
鈴木 政二君 畑 恵君
馳 浩君 林 芳正君
平田 耕一君 山本 一太君
長峯 基君 岩井 國臣君
上野 公成君 田村 公平君
田浦 直君 国井 正幸君
末広まきこ君 依田 智治君
澤手 顯正君 佐藤 泰三君
西田 吉宏君 狩野 安君
若林 正俊君 河本 英典君
野間 越君 成瀬 守重君
石川 弘君 石渡 清元君
岡野 裕君 上杉 光弘君
竹山 裕君 井上 吉夫君
野沢 太三君 吉川 芳男君
坂野 重信君 中曾根弘文君
保坂 三蔵君 小山 孝雄君
谷川 秀善君 高橋紀世子君
森山 裕君 山内 俊夫君
山下 善彦君 脇 雅史君
三浦 一水君 龜井 郁夫君
加納 時男君 岩城 光英君
阿南 一成君 田名部匡省君
金田 勝年君 松村 龍二君

鈴木 正孝君 塩崎 恭久君
大野つや子君 水島 裕君
岩永 浩美君 市川 一朗君
大島 慶久君 岡 利定君
加藤 紀文君 釜本 邦茂君
景山俊太郎君 海老原義彦君
吉村剛太郎君 片山虎之助君
鴻池 祥肇君 松谷重一郎君
清水嘉子君 南野知恵子君
矢野 哲朗君 井上 裕君
村上 正邦君 倉田 寛之君
石井 道子君 陣内 孝雄君
久世 公義君 木俣 佳文君
浅尾慶一郎君 内藤 正光君
福山 哲郎君 中村 敦夫君
岩本 莊太君 櫻井 充君
郡司 彰君 佐藤 雄平君
小宮山洋子君 椎名 素夫君
松岡満壽男君 藤井 俊男君
高嶋 良充君 本田 良一君
松崎 俊久君 齋藤 勲君
平田 健二君 朝日 俊弘君
和田 洋子君 前川 忠夫君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
小林 元君 石田 美栄君
直嶋 正行君 峰崎 直樹君
江本 孟紀君 堀 利和君
今井 澄君 長谷川 清君
川橋 幸子君 佐藤 泰介君
奥石 東君 寺崎 昭久君
今泉 昭君 藤科 満治君

國務大臣

厚生大臣 宮下 創平君
通商産業大臣 与謝野 馨君

岡崎トミ子君 笹野 貞子君
松田 岩夫君 山下八洲夫君
江田 五月君 千葉 景子君
北澤 俊美君 角田 義一君
足立 良平君 本岡 昭次君
久保 亘君 吉田 之久君
谷林 正昭君 西川きよし君
小池 晃君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 小川 敏夫君
島袋 宗康君 畑野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
大脇 雅子君 小川 勝也君
石井 一二君 八田ひろ子君
富樫 練三君 旦下部代子君
谷本 巍君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤美也子君 清水 澄子君
三重野栄子君 篠瀬 進君
岩佐 恵美君 林 紀子君
西山登紀子君 大淵 絹子君
竹村 泰子君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 洲上 貞雄君
山本 正和君 広中和歌子君
吉岡 吉典君 市田 忠義君
田 英夫君 村沢 牧君
梶原 敬義君

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

石田 美栄君

足立 良平君

林 紀子君

吉川 春子君

地方行政・警察委員

辞任

補欠

藤井 俊男君

木俣 佳丈君

外交・防衛委員

辞任

補欠

木俣 佳丈君

藤井 俊男君

財政・金融委員

辞任

補欠

三重野栄子君

梶原 敬義君

文教・科学委員

辞任

補欠

足立 良平君

石田 美栄君

市田 忠義君

林 紀子君

労働・社会政策委員

辞任

補欠

吉川 春子君

市田 忠義君

経済・産業委員

辞任

補欠

福山 哲郎君

北澤 俊美君

梶原 敬義君

三重野栄子君

国土・環境委員

辞任

補欠

北澤 俊美君

福山 哲郎君

議院運営委員

辞任

補欠

弘友 和夫君

福本 潤一君

谷本 義君

山本 正和君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

渡辺 孝男君

但馬 久美君

阿曾田 清君

鶴保 庸介君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

小宮山洋子君

福山 哲郎君

直嶋 正行君

伊藤 基隆君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 鈴木 正孝君 (鈴木正孝君の補欠)

理事 千葉 景子君 (千葉景子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土・環境委員会に付託した。

地球温暖化対策の推進に関する法律案(第百四十二回国会関係法第一一五号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための

国際連合条約の締結について承認を求めるの件

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任

補欠

木俣 佳丈君

藤井 俊男君

外交・防衛委員

辞任

補欠

藤井 俊男君

木俣 佳丈君

財政・金融委員

辞任

補欠

梶原 敬義君

三重野栄子君

経済・産業委員

辞任

補欠

北澤 俊美君

福山 哲郎君

国土・環境委員

辞任

補欠

福山 哲郎君

北澤 俊美君

議院運営委員

辞任

補欠

福本 潤一君

弘友 和夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

但馬 久美君

渡辺 孝男君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

伊藤 基隆君

直嶋 正行君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会関係法第一〇五号、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の議案を受領した。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第百四十二回国会本院提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

信用保証協会法等の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出(衆第九号))

同日議長は、次の議案を国民福祉委員会に付託した。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第百四十二回国会第五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済・産業委員会に付託した。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会関係法第一〇五号)

同日議長は、議長再任に際し、ベトル・ピットハルト・チェッコ共和国上院議長より祝辞を接受した。

同日議長は、ミロシュ・ゼマン・チェッコ共和国首相より、同首相のチェッコ共和国首相就任に際し発した祝電に対する礼状を接受した。

去る十一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

小川 勝也君

小宮山洋子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

平成十年九月十八日 参議院会議録第九号 議長の報告事項

災害対策特別委員会

理事 渡辺 孝男君 (但馬久美君の補欠)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 行政監視及び行政に対する苦情に関する実情調査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 統 訓弘 鈴木 正孝

千葉 景子 木村 仁

山内 俊夫 櫻井 充

岩佐 恵美 高橋 令則

大島 慶久 塩崎 恭久

田村 公平 渡辺 秀央

藤井 俊男 大森 礼子

富樫 練三 梶原 敬義

一、派遣地

第一班 宮城県

第二班 愛知県

一、期間

両班とも九月十七日一日間

一、費用 概算三三五、三四〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十年九月十一日

行政監視委員長 統 訓弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員山下栄一君提出特殊法人の関連会社に関する質問(答弁することができ期限九月二十一日)

去る十四日議長は、ベトル・ピットハルト・チェッコ共和国上院議長宛、参議院議長再任に際し、同議長より寄せられた祝辞に対する礼状を送した。

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

足立 良平君

吉川 春子君

法務委員

辞任

平野 貞夫君

地方行政・警察委員

辞任

谷林 正昭君

外交・防衛委員

辞任

木俣 佳文君

財政・金融委員

辞任

浅尾慶一郎君

国民福祉委員

辞任

益田 洋介君

参議院議員

櫻井 充君

労働・社会政策委員

辞任

山崎 正昭君

市田 忠義君

農林水産委員

辞任

森下 博之君

小川 敏夫君

経済・産業委員

辞任

平田 健二君

福山 哲郎君

国土・環境委員

辞任

北澤 俊美君

渡辺 秀央君

参議院運営委員

辞任

山本 正和君

谷本 義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

渡辺 孝男君

但馬 久美君

昨日十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

小川 敏夫君

渡辺 秀央君

地方行政・警察委員

辞任

櫻井 充君

外交・防衛委員

辞任

北澤 俊美君

財政・金融委員

辞任

平田 健二君

国民福祉委員

辞任

星野 明市君

労働・社会政策委員

辞任

谷林 正昭君

農林水産委員

辞任

大島 慶久君

経済・産業委員

辞任

佐藤 昭郎君

山崎 正昭君

国土・環境委員

辞任

浅尾慶一郎君

参議院議員

木俣 佳文君

加藤 修一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

福本 潤一君

補欠

谷林 正昭君

補欠

木俣 佳文君

補欠

浅尾慶一郎君

補欠

渡辺 秀央君

補欠

櫻井 充君

補欠

佐藤 昭郎君

補欠

山崎 正昭君

補欠

大島 慶久君

補欠

森下 博之君

補欠

小川 敏夫君

補欠

平田 健二君

補欠

北澤 俊美君

補欠

福本 潤一君

補欠

星野 明市君

補欠

加藤 修一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

経済・産業委員会

理事 梶原 敬義君 (梶原敬義君の補欠)

国土・環境委員会

理事 弘友 和夫君 (福本潤一君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを国民福祉委員会に付託した。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(第四百十二回国会法第八四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを国民福祉委員会に付託した。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会法第八五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

金融機能の正常化に関する特別措置法案(佐々木憲昭君外二名提出(衆第一〇号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第四百十二回国会参第五号) 審査報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会法第一〇五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

環境汚染物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)に関する質問主意書(福本潤一君提出)

審査報告書

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月十七日

国民福祉委員長 尾辻 秀久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において用いられている「精神薄弱」という用語を、障害の状態を価値中立的に表現することができ、また社会的に広く使われている「知的障害」という用語に改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第四百十二回国会参議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よって国会法第八十二條の四により送付する。

平成十年九月十日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第五号の三中

「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第一第十八号の二中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

別表第二第一号(四)の三及び第二号(四)の五中

「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

別表第三第一号(四十六)中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改める。

別表第五第一号及び第二号の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第六第一号(一)の表中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第七第一号の表中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七條中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第八條第一項及び第八項並びに第九條第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一條の十第一項及び第二項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改め、同条第三項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改め、同条第四項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第二十五條の二第二号中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に改める。

第二十七條第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に改め、同条第三号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第三十一條第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第三十四條第二項中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第四十二條中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第四十三條中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第四十三條の四中「精神薄弱」を「知的障害」に、「肢体不自由」を「肢体不自由」に改める。

第四十八條中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

設に、「肢体不自由児施設」を、「肢体不自由児施設」に改める。

第八條第一項及び第八項並びに第九條第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一條の十第一項及び第二項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改め、同条第三項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改め、同条第四項中「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第二十五條の二第二号中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に改める。

第二十七條第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」

を「知的障害者福祉法」に改め、同条第三号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第三十一條第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第三十四條第二項中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第四十二條中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第四十三條中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に、「精神薄弱の」を「知的障害のある」に改める。

第四十三條の四中「精神薄弱」を「知的障害」に、「肢体不自由」を「肢体不自由」に改める。

第四十八條中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第五十条第七号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第五十二条及び第五十四条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に改める。

第六十二条の二第一項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第六十三条の三第一項中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第六十三条の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法昭和二十四年法律第百五十一号の一部を次のように改正する。

第五号第七十九号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第八十号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第六号第六十四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五号中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

第四十五号第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第五条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四

十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二条第二項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同項第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム又は精神薄弱者通園寮」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通園寮」に改め、同条第三項第三号の二中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十三条第六項及び第七項、第十七条第三項及び第四項、第十九条並びに第二十条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第六条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第三条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に

「行なわれる」を「行われる」に改める。

第四条第一項中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に、「精神薄弱者居宅介護等事業、精神薄弱者短期入所事業及び精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業」に改め、同条第二項中「精神薄弱者居宅介護等事業」を「知的障害者居宅介護等事業」に改め、同条第三項中「精神薄弱者短期入所事業」を「知的障害者短期入所事業」に改め、同条第四項中「精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者地域生活援助事業」に改める。

第五条中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通園寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通園寮及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

第九条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十条の前の見出しを「(知的障害者福祉司)」に改め、同条第一項及び第二項中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同条第三項中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

第十一条中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

者福祉司に、「一」を「いずれかに」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十二条の見出しを「(知的障害者更生相談所)」に改め、同条第一項中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同条第二項中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十三条第一項中「行なう」を「行う」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「つとめる」を「努める」に改め、同条第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行なう」を「行う」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改める。

第十四条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

第十五条の二の見出しを「(知的障害者相談員)」に改め、同条第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第二項及び第三項中「精神薄弱者相談員」を「知的障害者相談員」に改める。

第十五条の三第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設」に、「精神薄弱者更生施設等」を「知的障害者更生施設等」に改め、同条第三項

中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十八条第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改め、同条第二項中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十八条の見出し中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改め、同条第一項中「精神薄弱者居宅生活支援事業（精神薄弱者地域生活援助事業）」を「知的障害者居宅生活支援事業（知的障害者地域生活援助事業）」に改め、同条第二項中「精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者地域生活援助事業」に改める。

第十九条中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

第二十条中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改める。

第二十一条中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

第二十一条の二第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改める。

第二十一条の三「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に、「精神薄弱者等」を「知的障害者等」に改める。

第二十一条の四「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

第二十一条の五の見出しを「（知的障害者更生施設）」に改め、同条中「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の六の見出しを「（知的障害者授産施設）」に改め、同条中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の七の見出しを「（知的障害者通動察）」に改め、同条中「精神薄弱者通動察」を「知的障害者通動察」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の八の見出しを「（知的障害者福祉ホーム）」に改め、同条中「精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者福祉ホーム」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条第一号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同条第三号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

第二十三条第一号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同条第二号中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同条第四号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

第二十五条第一項中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改め、同条中「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

第二十六条第一項第一号の二及び第三号中「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

ムに改める。

第二十七条中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

附則第四項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第七條 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「重度精神薄弱者」を「重度知的障害者」に改める。

第二條第四号及び第五号中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第八條 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同項第五号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者援護施設のうち精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設及び精神薄弱者通動察」を「知的障害者授産施設及び知的障害者通動察」に改め、同条第二項第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者居宅生活支援事業のうち精神薄弱者居宅介護等事業」を「知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第九條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第八号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設」に改める。

（雇用対策法の一部改正）

（雇用対策法の一部改正）

第十條 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九條及び第二十條中「精神薄弱である」を「知的障害のある」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第十一條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七條第十一号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

（消費税法の一部改正）

第十二條 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十三條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十三條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第二項第三号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第二号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動察及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

(心身障害者福祉協会法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

一 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第一条

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の一部改正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第六條第二号

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)第七十一条、第七十二条の二、第七十四条、第七十五条第一項第一号及び第百二条の二

三 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第

十條第七号の三

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第十七条の三

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第四條第四十二号の三及び第五條第五十一号

六 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第二十三條第二項

七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第十一條第一項第三号の表

八 道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)第八十八條第一項第一号

九 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)第十七條第五号の表

(租税特別措置法等の一部改正)
第十六条 次に掲げる法律の規定中「重度精神薄弱者」を「重度知的障害者」に改める。

一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十三條第五項第三号、第四十六條の二第三項第三号及び第七十一條の九第二項第三号

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第五條第四号

(国有財産特別措置法等の一部改正)
第十七条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二十九号)第二條第二項第一号

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十一号)第六十六條の二

三 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)別表

四 介護保険法施行法(平成九年法律第二十号)第三十六條中第六十六條の二の改正規定

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部改正)
第十八条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百十一号)別表第一及び別表第二

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

審査報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年九月十七日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保するため、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)右の内閣提出案は本院において可決した。よってこれを送付する。

平成十年九月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の二部を次のように改正する。

第十條中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第十條の次に次の一条を加える。

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十條の二 何人も、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等、その職務に関する行為をさせ若しくは

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の二部を次のように改正する。

第十條中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第十條の次に次の一条を加える。

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十條の二 何人も、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等、その職務に関する行為をさせ若しくは

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の二部を次のように改正する。

第十條中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第十條の次に次の一条を加える。

はさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者

三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。)の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者

四 国際機関(政府又は政府間の国際機関によつて構成される国際機関をいう。次号において同じ。)の公務に従事する者

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

3 前項第一号から第三号まで及び第五号の外国が第一項に規定する利益の供与又はその申込み若しくは約束をする者の主たる事務所(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、当該利益の供与又はその申込み若しくは約束をする場合にあっては、その法人又は人の主たる事務所)が存する外国である場合には、同項の規定は、適用しない。

第十三条第三号中「又は第十條を」、第十條又は第十條の二第二項に改める。

第十四条中「一億円を三億円」に改める。

附 則

この法律は、國際商取引における外國公務員に對する贈賄の防止に關する條約が日本國に對して効力を生ずる日から施行する。

投票者氏名

日程第一 精神薄弱の用語の整理のための關係法律の一部を改正する法律案(第四百十二回國會本院提出、第四百十三回國會衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

阿南 一成君	井上 裕君	石川 弘君	市川 一朗君	岩城 光英君	上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君
井上 吉夫君	石井 道子君	石渡 清元君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡野 裕君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	龜井 郁夫君

龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	鴻池 祥麟君	佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	鈴木 正孝君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中川 義雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	日出 英輔君	保坂 三蔵君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森山 裕君	山内 俊夫君	山本 一太君	吉川 芳男君	河本 英典君	岸 宏一君	久世 公義君	国井 正幸君	小山 孝雄君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	塩崎 恭久君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	田浦 直君	田村 公平君	武見 敬三君	常田 享祥君	中島 眞人君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 起君	長谷川道郎君	馳 浩君	林 芳正君	平田 耕一君	松谷重一郎君	三浦 一水君	溝手 顯正君	森下 博之君	矢野 哲朗君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	小川 勝也君	江田 五月君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤井 俊男君	前川 忠夫君	松田 岩夫君	本岡 昭次君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	白浜 一良君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	小川 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤井 俊男君	前川 忠夫君	松田 岩夫君	本岡 昭次君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	白浜 一良君	但馬 久美君	鶴岡 洋君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

菅川 健二君	水野 誠一君	奥村 展三君	島袋 宗康君	渡辺 秀央君	平野 貞夫君	鶴保 廣介君	高橋 令則君	扇 千景君	泉 信也君	村沢 牧君	湖上 貞雄君	田 英夫君	谷本 巖君	日下部徳代子君	大脇 雅子君	吉川 春子君	山下 芳生君	林 紀子君	畑野 君枝君	富樫 練三君	小泉 親司君	笠井 亮君	岩佐 惠美君	池田 幹幸君	阿部 幸代君	山本 保君	森本 晃司君	益田 洋介君	日笠 勝之君	浜田卓二郎君
岩本 莊太君	岩瀬 良三君	堂本 曉子君	西川きよし君	石井 一二君	星野 朋市君	戸田 邦司君	月原 茂晴君	田村 秀昭君	入澤 肇君	山本 正和君	三重野栄子君	福島 瑞穂君	照屋 寛徳君	清水 澄子君	梶原 敬義君	大淵 絹子君	吉岡 吉典君	宮本 岳志君	八田ひろ子君	西山登紀子君	須藤美也子君	小池 晃君	大沢 辰美君	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 孝男君	山下 栄一君	松 あきら君	弘友 和夫君	浜四津敏子君

佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	佐々木知子君	小山 孝雄君	国井 正幸君	久世 公義君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君											
阿南 一成君	井上 裕君	石川 弘君	市川 一朗君	岩城 光英君	上杉 光弘君	海老原義彦君	大島 慶久君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君

賛成者氏名 二二六名

阿南 一成君 井上 吉夫君 石井 道子君 石渡 清元君 岩井 國臣君 岩永 浩美君 上野 公成君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡野 裕君 加納 時男君 鹿熊 安正君 片山虎之助君 釜本 邦茂君 龜井 郁夫君 河本 英典君 岸 宏一君 久世 公義君 国井 正幸君 小山 孝雄君 佐々木知子君 佐藤 泰三君

反対者氏名

○名

椎名 素夫君 菅野 久光君 田名部匡省君 中村 敦夫君 松岡満壽男君

日程第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会内閣提出、第四百十三回国会衆議院送付)

小川 敏夫君	江本 孟紀君	今泉 昭君	石田 美栄君	朝日 俊弘君	足立 良平君	若林 正俊君	吉川 芳男君	山本 一太君	山内 俊大君	森山 裕君	村上 正邦君	水島 裕君	松村 龍二君	保坂 三蔵君	日出 英輔君	畑 恵君	橋本 聖子君	南野知恵子君	野沢 太三君	成瀬 守重君	仲道 俊哉君	中曾根弘文君	中川 義雄君	谷川 秀善君	竹山 裕君	田中 直紀君	鈴木 正孝君	末広まきこ君	陣内 孝雄君	清水嘉与子君	斉藤 滋宣君
岡崎トミ子君	小川 勝也君	江田 五月君	今井 澄君	伊藤 基隆君	浅尾慶一郎君	臨 雅史君	吉村剛太郎君	依田 智治君	山下 善彦君	矢野 哲朗君	森下 博之君	清手 顯正君	三浦 一水君	松谷蒼一郎君	平田 耕一君	林 芳正君	馳 浩君	長谷川道郎君	野間 起君	西田 吉宏君	長峯 基君	中原 爽君	中島 眞人君	常田 享祥君	武見 敬三君	田村 公平君	田浦 直君	鈴木 政二君	須藤良太郎君	塩崎 恭久君	坂野 重信君

阿部 幸代君	山本 保君	森本 晃司君	益田 洋介君	日笠 勝之君	浜田卓二郎君	統 訓弘君	高野 博師君	沢 たまき君	風間 昶君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	薬科 満治君	吉田 之久君	篠瀬 進君	篠崎 直樹君	松崎 俊久君	本田 良一君	藤井 俊男君	廣中和歌子君	長谷川 清君	内藤 正光君	角田 義一君	谷林 正昭君	高嶋 良充君	櫻井 充君	佐藤 雄平君	興石 東君	小宮山洋子君	郡司 彰君	北澤 俊美君	川橋 幸子君
井上 美代君	渡辺 孝男君	山下 栄一君	松 あきら君	弘友 和夫君	浜四津敏子君	鶴岡 洋君	但馬 久美君	白浜 一良君	木庭健太郎君	加藤 修一君	海野 義孝君	荒木 清寛君	和田 洋子君	山下八洲夫君	本岡 昭次君	松田 岩夫君	前川 忠夫君	堀 利和君	福山 哲郎君	平田 健二君	直嶋 正行君	寺崎 昭久君	千葉 景子君	竹村 泰子君	笹野 貞子君	齋藤 勲君	佐藤 泰介君	小山 峰男君	小林 元君	久保 亘君	木俣 佳丈君

反対者氏名

○名

池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 惠美君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
旦下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
測上 貞雄君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂皓君
鶴保 廣介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	石井 一二君
島袋 宗康君	西川きよし君
奥村 展三君	堂本 曉子君
水野 誠一君	岩瀬 良三君
菅川 健二君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	菅野 久光君
田名部匡省君	高橋紀世子君
中村 敦夫君	松岡満壽男君

(参照)

九月九日議長において、左のとおり議席を変更した。

一四九	陣内 孝雄君
一五〇	久世 公義君
一五一	世耕 政隆君
一五二	

平成十年九月十八日 参議院会議録第九号

一一

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第四号の発送は都合により後日となるため、第九号を先に発送しました。)

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4284

定 価
送料 本号一部
配本 一〇五円
別 〇